

○経済産業省告示第 号

電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）の一部の施行に伴い、並びに同法の規定に基づき、及び同法を実施するため、広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（令和三年経済産業省告示第三十六号）の一部を次の表のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） 第一条 （略） 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	（用語の定義） 第一条 （略） 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

一、四 (略)

(削る)

(広域系統整備計画の届出に係る費用の負担方

法)

第四条 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用を負担した事業実施主体は、次の各号に

る。

一、四 (略)

五 「特定会社負担」とは、次条に規定する電気工作物を維持し、及び運用することにより一般送配電事業者が受けると見込まれる利益の程度に応じて費用を負担する方法その他合理的な方法により一般送配電事業者がそれぞれ費用を負担することをいう。

(広域系統整備計画の届出に係る費用の負担方

法)

第四条 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用を負担した事業実施主体は、次の各号に

掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、その費用を回収するものとする。

一・二 (略)

三 対象費から前号に掲げる費用を控除した費用 広域系統整備交付金及び九社負担により回収する方法

四 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用から前三号に掲げる費用を控除した費用 九社負担により回収する方法

掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、その費用を回収するものとする。

一・二 (略)

三 対象費から前号に掲げる費用を控除した費用 広域系統整備交付金、九社負担及び特定会社負担により回収する方法（九社負担により回収する額は、特定会社負担により回収する額と同額とする。）

四 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用から前三号に掲げる費用を控除した費用 九社負担及び特定会社負担により回収する方法（九社負担により回収する額は、特定会社

負担により回収する額と同額とする。)

附 則

この告示の施行前に策定された広域系統整備計画に関して、当該広域系統整備計画で定められた費用の負担の方法についてはなお従前の例による。